

小松市立荒屋小学校外 5 校学校給食調理等業務 プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名 小松市立荒屋小学校外 5 校学校給食調理等業務

(2) 履行場所	小松市立荒屋小学校	小松市荒屋町ほ 1
	小松市立今江小学校	小松市今江町 6－1 6 7
	小松市立符津小学校	小松市符津町ハ 1 0 0
	小松市立栗津小学校	小松市井口町チ 2 4
	小松市立木場小学校	小松市木場町わ 1
	小松市立板津中学校	小松市松梨町丙 8

(3) 業務目的

本要領は、小松市立荒屋小学校外 5 校学校給食調理等業務を実施するにあたり、業務の目的及び内容等が最も適した事業者を選定することを目的とする。

(4) 業務内容

別紙「小松市学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり

(5) 契約期間 令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 1 4 年 3 月 3 1 日（水）まで（5 年間）

(6) 委託上限額	総 額	338,995,000 円
単年度限度額	令和 9 年度	67,799,000 円
	令和 10 年度	67,799,000 円
	令和 11 年度	67,799,000 円
	令和 12 年度	67,799,000 円
	令和 13 年度	67,799,000 円

（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※上記金額を超える場合は、失格とするので留意すること。

2. 実施形式 公募型プロポーザル

3. 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該業務の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を 1 者特定する。

なお、本件の実施に関する事務は、下記 5. (1)の担当部署が行う。

4. 参加資格

申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、申込みにおいて提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとする。

- (1) 学校給食法の目的に沿い、学校給食が教育の一環であることを認識し、関係法令を遵守し、児童生徒のために安全安心でおいしい学校給食を自校方式で調理し、提供できる法人（法人格が必要）であること。
- (2) 学校給食調理業務に 2 年以上の経験を有する者を業務責任者として必ず配置できること。
- (3) 万一の事故発生に備えて、損害賠償を確実に担保できること。
- (4) 過去 5 年以内に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。ただし、事故を起こした場合でも、事故後の対応や改善策が適正になされたことを確認できた場合を除く。
- (5) 小松市との連絡・調整が速やかに行えるよう石川県内に、本社、支社、営業所等を有する事業者であること。もしくは、本委託開始までに小松市内に営業所等を設置できる事業者であること。
- (6) 小松市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (8) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (9) 市税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (11) 本件参加資格審査の実施日において、小松市の競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (12) 小松市暴力団排除条例（平成 24 年小松市条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (13) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (14) 前 2 号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

5. 募集方法

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地 小松市役所 6 階
小松市教育委員会学校教育課（外山）
電話 0761-24-8126 FAX 0761-23-3563
電子メールアドレス gakkou@city.komatsu.lg.jp

(2) 参加表明・実施要領の配布及びダウンロード

本業務に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出すること。

ア 受付期間 令和 8 年 7 月 1 4 日（火）から令和 8 年 8 月 4 日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 実施要領等の配布場所及び参加表明の受付場所

上記 (1) の担当部署で配布又は小松市ホームページ内「プロポーザル情報」
(https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1011/proposal_info/index.html) から
ダウンロード

ウ 必要書類

- ① 参加表明書（様式 1） 1 部
- ② 法人等の概要が分かる資料（パンフレット等） 1 部
- ③ 市税・消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類 1 部

※小松市における競争入札参加資格を有する場合は、③の提出を省略することができる。

エ 提出先 上記(1)の担当部署と同じ。

オ 提出方法 持参、電子メール又は郵送（受付期間内必着）
（電子メールの場合は、受信確認の電話を行うこと。）

(3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、令和 8 年 8 月 1 2 日（水）までに参加資格確認結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡を行うものとする。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和 8 年 8 月 1 4 日（金）までに書面（任意様式）を持参、郵送、FAX 又は電子メールにより提出し、説明を求めることができる。

(4) 現地見学会

参加資格要件を満たす事業者に対し、現地見学会を次のとおり開催する。詳細については、別途対象となる事業者へ通知する。

ア 開催日時 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）

6. 質問及び回答

(1) 参加資格に関する質問

- ア 受付期間 令和8年7月14日（火）から令和8年7月21日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 質問方法 質疑のある事業者は、質問書（任意様式。ただし、質問事項、会社名、連絡先、担当者名、件名「小松市立荒屋小学校外5校学校給食調理等業務の参加資格に関する質問」を明記すること。）を作成し、上記5.(1)の担当部署に提出すること（電子メール又はFAX可、ただし受信確認の電話を必ず行うこと）。
- ウ 回答日時 令和8年7月28日（火）
- エ 回答方法 上記5.(2)イに記載の市ホームページに掲載し、個別回答は行わない。

(2) 企画提案に関する質問

- ア 受付期間 令和8年8月12日（水）から令和8年8月26日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 質問方法 上記(1)イの質問方法と同じ。ただし、質問書の件名は「小松市立荒屋小学校外5校学校給食調理等業務の企画提案に関する質問」とすること。
- ウ 回答日時 令和8年9月1日（火）
- エ 回答方法 上記(1)エの回答方法と同じ。

7. 企画提案書等の作成及び提出

上記5.(3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年8月12日（水）から令和8年9月9日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (2) 必要書類 企画提案書等一式
- ア 提出部数 正本1部、副本7部（複写可）
- イ 様式 企画提案書表紙（様式2）及び見積書（様式3）以外は任意様式
- (3) 提出先 上記5.(1)の担当部署と同じ。
- (4) 提出方法 持参又は郵送（受付期間内必着）
- (5) 企画提案書作成上の留意事項
- ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。
- イ 次に示す項目番号、項目名を見出しとして明記し、記載事項は指定枚数内にまと

め、各ページには一連のページ番号を記載すること。

ウ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

番号 (指定枚数)	項目	記載すべき事項
添書 (1 枚)	会社概要	・ 会社の沿革、組織など
1 (1 枚)	経営理念	・ 学校給食に対する理念
2 (3 枚)	業務実績	・ 学校給食調理業務受託実績（特に自校調理方式） R5 年度～R7 年度の 3 ヶ年 （ドライとウェット別に学校名、食数、実施期間を記入） ・ 提供した給食の評価実績など
3 (7 枚)	実施体制（各学校毎）	
	(1) 作業体制	・ 手順及び作業工程表と作業動線図など
	(2) 人員配置体制	・ 人員構成、勤務時間数、有資格者の数、学校給食業務の経験者の数、責任者、指揮命令系統など
4 (4 枚)	業務支援体制	
	(1) サポート体制	・ 調理員の感染症発症や施設設備の障害発生等の際のサポート体制など
	(2) 教育・研修体制	・ 実施方法、内容、年間計画など
5 (6 枚)	安全・事故防止体制	
	(1) 安全衛生管理体制	・ 衛生管理マニュアル、異物混入防止マニュアルの作成、チェック体制など
	(2) 食中毒予防・異物混入防止対策	・ 過去 5 年間の食中毒等事故の有無と事故後の対応や改善策 ・ その他食中毒予防・異物混入防止に向けた具体的な対応策など
	(3) 食物アレルギー対応	・ 食物アレルギー対応学校給食の実績、実施体制など
6 (1 枚)	補償体制	・ 補償体制、保険金額、内容など
7 (4 枚)	その他の提案	
	(1) 食育について	・ 自由記載
	(2) その他の提案	・ 自由記載
8	委託料（税込） （様式 3）	・ 年間委託料の見積、明細書 （総額だけでなく、積算根拠を示すこと）

(6) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等（以下「企画提案書等」という。）は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用しない。ただし、情報開示請求があった場合は、下記10. 情報の公表及び公

開に記載のとおり、小松市情報公開条例（令和５年小松市条例第３号）に基づき取り扱うこととする。

イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

８．審査方法

小松市学校給食調理等業務委託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

（１）審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受けて、企画提案内容を総合的に評価する。

（２）一次審査（書類審査）

ア 審査

企画提案書等に対して書類審査を実施し、二次審査（プレゼンテーション審査）の対象となる事業者を選定する。

イ 審査結果の通知

全事業者に対して令和８年９月１６日（水）までに書面により通知する。

（３）二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した事業者に対して、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 開催日時 令和８年１０月２０日（火）午後１時３０分から

イ 開催場所 小松市役所 ６０１・６０２会議室（６階）

開催についての詳細は、別途対象となる事業者に通知する。

ウ 審査項目

選考委員会において、次の審査項目により評価を行う。なお、本評価の合計点は、100点とする。

審査項目	審査内容	配点
経営理念	学校給食に対する理念について	4
業務実績	自校調理業務の実績について	16
	提供した給食の評価実績について	
実施体制	衛生的な作業工程の構築について	16
	人員配置体制について	
業務支援体制	サポート体制について	12
	調理従事者に対する研修計画と内容について	
安全・事故防止体制	安全衛生管理に関する体制について(マニュアルの整備)	36
	食中毒予防・異物混入防止対策などについて	
	食物アレルギー対応について	
補償体制	補償体制と保険金額や内容について	4
その他の提案	食育の充実について	12
	食文化の理解・学校給食への活用など	
	ローカルコンテンツ、人材の活用、社会貢献などについて	
合 計		100

(4) 選定方法

ア 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。

イ 上記アにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。

ウ 二次審査（プレゼンテーション審査）は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に出考委員会で審議した後、上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託の受託候補者として特定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

エ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとする。

オ 受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

(5) 最低基準

受託候補者の特定に当たっては、事業者の企画提案における各委員の評価得点の平均値が60点（満点の6割）の最低基準に満たないときは、当該事業者を受託候補者として特定しない。

9. 審査結果の通知・公表

受託候補者特定後、審査の対象となった全ての事業者に対して、令和8年10月23日（金）までに審査結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡する。

なお、非選定となった事業者は、その理由について令和8年10月27日（火）までに書面（任意様式）を持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出し、説明を求めることができる。

また、参加表明のあった事業者名、審査結果（特定された候補者名、審査項目、配点及び各提案者の評点）について、上記5.(2)イに記載の市ホームページにおいて公表する。

10. 情報の公表及び公開

(1) 基本方針

小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）に基づき、市政情報は原則公開としていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行うものとする。ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とて取り扱う。

(2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、上記5.(2)イに記載の市ホームページにおいて、適時公表する。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とする。

11. 実施日程

日時	内容
令和 8 年 7 月 14 日（火）	募集公告、市ホームページへの掲載、実施要領の配布開始 参加資格に関する質問受付開始
7 月 21 日（火）	参加資格に関する質問受付期限（午後 5 時）
7 月 28 日（火）	参加資格に関する質問への回答
8 月 4 日（火）	参加表明書提出期限（午後 5 時）
8 月 12 日（水）	参加資格確認結果の通知 企画提案に関する質問受付開始
8 月 14 日（金）	参加資格結果に対する質問受付期限（午後 5 時）
8 月 19 日（水）	参加資格結果に対する質問への回答
8 月 25 日（火）	現地見学会開催
8 月 26 日（水）	企画提案に関する質問受付期限（午後 5 時）
9 月 1 日（火）	企画提案に関する質問への回答
9 月 9 日（水）	企画提案書提出期限（午後 5 時）
9 月 中旬	一次審査（書類審査）
9 月 16 日（水）	一次審査結果の通知
9 月 18 日（金）	一次審査結果に対する質問受付期限（午後 5 時）
9 月 29 日（火）	一次審査結果に対する質問への回答
10 月 20 日（火）	二次審査（プレゼンテーション審査）
10 月 23 日（金）	二次審査結果の通知
10 月 27 日（火）	二次審査結果に対する質問受付期限（午後 5 時）
11 月 4 日（水）	二次審査結果に対する質問への回答

※上記の日程は、都合により変更する場合があります、その場合は、上記 5.(2)イに記載の市ホームページにて周知するほか、本件参加事業者には個別連絡を行うこととする。

12. その他の留意事項

(1) 提出書類等の取扱い

ア 提案は、1 事業者につき 1 件とする。

イ 本プロポーザルに関して提出された書類等（以下「提出書類等」という。）は、原則として追加・変更を認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではなく、市は提出書類等の追加提出・変更を求めることができるものとする。

- ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製をすることがある。
- オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記5.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届（様式4）を作成し、当該担当部署に提出すること。

(4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とする。

- ア 上記4. の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定までに当該要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りでない。
- ウ 提出書類等に著しい不備があった場合（必要事項が未記入のもの等）、又は提出書類等の内容、事業者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があった場合
- エ 書類の提出、回答・報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- オ 参考見積書が提案上限額を超える又は参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合
- カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があったと認められる場合
- キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約に関する事項

- ア 本プロポーザルは、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではないことに留意し、参加すること。
- イ 受託候補者を特定後、双方協議の上、業務の詳細についての仕様書及び契約金額を定めるものとする。
- ウ 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとする。

- エ 受託候補者の特定以後に上記４．の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しない場合があることに留意し、参加すること。
- オ 業務開始日より前の業務引継ぎなど、準備作業に必要な経費については事業者の負担とする。

以上

【様式及び関係資料】

- (1) 様式 1 参加表明書
- (2) 様式 2 企画提案書表紙
- (3) 様式 3 見積書
- (4) 様式 4 参加辞退届
- (5) 小松市学校給食調理等業務委託仕様書
- (6) その他資料
 - ア 学校給食調理員配置基準参考表（ガイドライン）
 - イ 学校給食調理員年額賃金等の積算参考資料（ガイドライン）
 - ウ 通勤手当額参考資料（小松市一般職の職員の給与に関する条例（通勤手当）抜粋）
 - エ 小松市学校衛生管理マニュアル
 - オ 小松市の学校における食物アレルギー対応指針（令和 7 年 9 月版）
 - カ ブロック別献立表（令和 8 年 7 月分）
 - キ 学校給食日誌（令和 8 年 7 月 6 日から 7 月 10 日分）